

名古屋文理大学大学院 学則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 名古屋文理大学大学院（以下「本大学院」という。）は、立学の精神に基づき、幅広い教養を養成し、健康生活学、情報メディア学に関する教育研究を行い、もって学識深く心身健全にして社会有為な人材の育成を目的とし、学術の振興と科学文化の増進に寄与し、ひいては国家の発展と世界平和の実現に貢献することを使命とする。

（自己点検・評価）

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果に基づいて教育研究活動等の改善及び充実に努める。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第3条 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、本大学院における研修及び研究を組織的に実施するものとする。

2 研修等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織

（研究科及び入学定員等）

第4条 本大学院に健康情報学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

入学定員	収容定員
5名	10名

（研究科長等）

第5条 研究科に研究科長及び必要な職員を置く。

2 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。

（研究科教授会）

第6条 本大学院の教育研究に関する重要事項を審議するため、研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関し必要な事項は、別に定める。

（委員会）

第7条 本大学院の運営に必要な委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(学期)

第9条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

学園創立記念日 11月8日

夏期休業日 8月1日から8月31日まで

冬期休業日 12月26日から翌年1月7日まで

春期休業日 3月26日から3月31日まで

2 学長は、前項の休業日を変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第11条 本大学院の修業年限は、2年とする。ただし、学長が認めるときは、3年または4年とすることができる。

2 在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

(在学年限)

第12条 在学年限は、通算して4年を超えることができない。

第5章 入学、休学及び退学等

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することに

より、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であった、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

（入学の出願手続）

第15条 大学院への入学を志願する者は、本大学院所定の書類に入学検定料を添えて、提出しなければならない。

2 前項に規定する提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

（入学者の選考）

第16条 前条第1項の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第17条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の手続を行わなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（転入学）

第18条 本大学院に他の大学院に在学する者で転入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り、研究科教授会で選考の上、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第19条 第25条及び第26条の規定により本大学院を退学した者又は除籍した者で本大学院に再び入学を志願するものは、欠員のある場合に限り、研究科教授会で選考の上、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(転入学、再入学の修業年限等)

第20条 第18条及び19条の規定により入学を許可された者の在学期間の通算及び既修得単位の取り扱いその他必要な事項は、別に定める。

(休学)

第21条 学生が疾病その他止むを得ない事情により、1学期以上休学するときはその事由を具し、学長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、疾病の場合は医師の診断書の添付を必要とする。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる学生に対して、研究科教授会の議を経て、期間を定めて休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1年を超えることができない。ただし、特別な事由がある場合は、学長の許可を受けて、引き続き、さらに延長することができる。

4 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

5 休学期間は、第12条第1項の在学年限に算入しない。

(復学)

第22条 学生は、休学期間中に当該事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第23条 学生が他の大学院へ転学をしようとするときは、学長の許可を得て転学することができる。

(留学)

第24条 学生が外国の大学院に留学をしようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第11条第1項の修業年限に含めることができる。

3 留学の取扱いについては、別に定める。

(退学)

第25条 学生が退学しようとするときは、その理由を添えて、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第26条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、研究科教授会の議を経て、学長が除籍することができる。

(1) 第11条第1項に規定する在学年限を超えた者

- (2) 傷病その他の事由により、成業の見込みがないと認められた者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

第6章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第27条 教育課程の編成は、本大学院の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導計画を策定し、体系的に行うものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的要素を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(授業科目)

第28条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目に分け、各年次に配当して編成するものとする。

- 2 授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。
- 3 前項の授業は、多様なメディアを高度に活用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育方法の特例)

第29条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

(修了要件)

第30条 修士課程の修了の要件は、大学院修士課程に2年以上在籍し、所定の在学年限を満たし、別表2の定めるところにより、所要の授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文についての審査及び試験に合格した者に対し、研究科教授会の議を経て、修了を認定する。

(単位の計算方法)

第31条 各授業科目の単位数は1単位の履修時間を教室内および教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義および演習については15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習および実技については30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。各授業の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(単位の授与)

第32条 授業科目を履修した場合に、成績の評価を行い、合格した者には所定の単位を与える。

2 前項に規定する成績の評価は、試験、論文、報告書その他の方法によって行う。

3 第28条第3項の規定による方法で履修し修得した単位は、20単位を超えない範囲で修了の要件として認定することができる。

(学修の評価)

第33条 授業科目の成績は試験その他の成績により担当教員が判定する。

2 成績判定はA+(100～90点)・A(89～80点)・B(79～70点)・C(69～60点)・D(60点未満)・O(認定)・X(不認定)の評価で表し、A+・A・B・C・Oを合格、D・Xを不合格とする。

3 やむを得ぬ事情で前条の試験を受けなかった者には、研究科教授会の議を経て学長が承認したときに追試験を行うことがある。

4 不合格科目については一定期間を経た後、再試験を行うことができる。

5 学修の評価に関して必要な事項は別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学の大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位は、15単位を超えないものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第35条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該他の大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、15単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認めることができる。

3 前項及び第34条第2項で修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(授業科目の履修方法等)

第36条 授業科目の履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 学位

(学位)

第37条 第30条において、修了を認められた者には、修士(健康情報学)の学位を授与する。

2 修士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 入学金及び授業料等

(授業料等)

第38条 授業料等は、別に定める金額を毎年前後2期に分けて徴収する。

- 2 徴収時期は前期分(4月～9月の分)は4月中、後期分(10月～翌年3月の分)は10月中とし、それぞれ年額の2分の1を徴収する。

(退学、停学、休学時の授業料等)

第39条 退学の場合は該当期分の授業料等を徴収する。

- 2 停学を命ぜられたときはその期間中も授業料等を徴収する。
- 3 休学の期間は授業料等を徴収しない。
- 4 休学の期間の在籍料は別に定める。

(授業料未納時の扱い)

第40条 授業料等を所定の期間内に納めないときは、講義その他の課程に出席または図書の見学・学内施設を利用することができない。

(入学検定料および入学金)

第41条 入学志願者は、別に定める検定料を納めなければならない。

- 2 入学手続きにあたっては、別に定める入学金を納めなければならない。

(入学金・授業料等の扱い)

第42条 既納の入学金・授業料等は返付しない。ただし、入学手続き後本大学院所定の期日までに入学辞退を申し出た者については、入学金を除く学納金を返付することがある。

第9章 科目等履修生、聴講生、大学院研究生、外国人留学生及び長期履修学生

(科目等履修生)

第43条 本大学院の学生以外の者で、本大学院所定の授業科目中、一又は複数の授業科目を履修し、単位を取得しようとする者がある場合は、本大学院の教育に支障のない限りにおいて、選考のうえ、学長が科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生の入学資格は、第14条に定める資格を有する者とする。
- 3 科目等履修生は、履修した授業科目につき第32条及び第33条を準用し、単位を与えることができる。
- 4 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第44条 本大学院の授業科目を希望する者があるときは、本大学院の教育に支障のない限りにおいて、選考のうえ、学長が聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生に対しては、当該授業科目の試験を行わない。
- 3 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院研究生)

第45条 本大学院において特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、本大学院の教育に支障のない限りにおいて、選考のうえ、学長が大学院研究生として入学を許可することができる。

2 大学院研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第46条 外国人で、本大学院において教育を受ける目的で入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、学長が外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(長期履修)

第47条 第11条第1項ただし書に規定する標準修業年限を3年または4年とする学生(以下「長期履修学生」という。)の認定は、学生の申出により学生の研究意欲等を総合的に判断して行うものとする。

2 長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 懲戒及び賞

(懲戒)

第48条 本大学院の規則に違反し、または学生としての本文に反する行為をした者は、研究科教授会の議を経て学長はこれを懲戒する。

(懲戒の種類)

第49条 懲戒の種類は譴責・停学・退学とする。

2 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(賞)

第50条 学生で品行方正・学術優秀な者または学生の模範となるべき行いをした者は、研究科教授会の議を経て学長はこれを賞する。

第11章 学則の改廃

(学則の改廃)

第51条 この学則の改廃は、研究科教授会の意見を聴いて学長が承認し、理事会が行う。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する

別表第一

健康情報学研究科健康情報学専攻

専門教育科目

区分 学科	授業科目		単位数		卒業要件 単位数	備考
			必修	選択		
健康情報学 研究科	健康情報学 分野	健康情報学	2		30単位	必修科目18 単位, 専門教育科 目 健康科学分 野から選択 必修4単位, 情報科学分 野から選択 必修4単位, 総合分野か ら選択必修 4単位以上 修得するこ と
		健康データサイエンス	2			
		健康情報産業論	2			
	健康科学 分野	食生活と栄養		2		
		地域医療と健康管理 身体運動と健康 健康心理学		2 2 2 2		
情報科学 分野	プログラミングと応用 情報メディアとシステム技術 人工知能特論 情報教育特論		2 2 2 2			
総合 分野	専門社会調査演習 質的調査演習 健康データ解析演習 メディア文化と表現 モデル化とシミュレーション		2 2 2 2 2			
研究指 導科目	知的財産権と研究倫理 科学論文作成法 健康情報学演習1 健康情報学演習2 健康情報学演習3 健康情報学演習4	2 2 2 2 2				

名古屋文理大学大学院健康情報学研究科 研究科教授会規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、名古屋文理大学大学院 学則に基づき名古屋文理大学大学院健康情報学研究科教授会の運営等について定める。

（構成）

第2条 研究科教授会は、学長及び教授・准教授をもって組織する。但し、学長が必要と認めるとき、専任の助教・その他の教職員を加えることができる。

（審議事項）

第3条 研究科教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- （1） 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- （2） 学位の授与に関する事項

2 研究科教授会は、前項に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める次に掲げるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- （1） 教育研究の基本方針に関する事項
- （2） 教育課程の編成に関する事項
- （3） 学術研究の推進に関する事項
- （4） 学生の資格認定および身分に関する事項
- （5） 学生の厚生補導および賞罰に関する事項
- （6） 学則その他重要な規則等の制定および改廃に関する事項

3 学長は、前項に規定する事項のうち特に必要と認める事項については、研究科教授会を招集し審議のうえ、決定する。

（招集及び議事）

第4条 研究科教授会は、学長が招集し議長となる。

- 2 学長支障あるときは、健康情報学研究科長（以下「研究科長」という。）がこれを代行する。
- 3 学長が適当であると認めるときは、事案の概要を書面又は電磁的方法をもって研究科教授会構成員に送付し、その意見を徴することができる。

（開催）

第5条 研究科教授会は、原則として毎月1回開催する。

- 2 前項にかかわらず、学長が必要と認めるとき、または構成員の3分の1以上の要求があったとき、学長はすみやかに研究科教授会を招集する。

（議事録）

第6条 研究科教授会の議事は議事録に記載するものとする。

(事務)

第7条 研究科教授会に関する事務は、教学部が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃については、研究科教授会の議を経て、学長が決定するものとする。

附則

この規程は令和7年4月1日から施行する。